

平成 28 年 8 月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 28 年 8 月 31 日(水曜日)午後 1 時 30 分～

2. 場 所 芸西村村民会館 2 階 研修室 1

3. 出席委員 15 名

1 番 吉永 義量	2 番 貞広 誠也	
4 番 川田 忠宏	5 番 西村 茂	6 番 岩宗 勇次
7 番 清藤 紀嘉	8 番 高松 敏子	9 番 上杉 卓朗
10 番 門脇 久仁彦	11 番 今村 栄光	12 番 山中 成哲
13 番 岡村 博	14 番 白石 裕二	
	17 番 吉永 まり子	18 番 竹内 学

4. 欠席委員 2 名

5. 事務局

事務局長	松本 巧
書記	小松 司沙

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について（受付番号 38～43）  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 件  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請 1 件  
議案第 4 号 あっせん申し出について 1 件  
議案第 5 号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長           ただいまから 8 月定例会を開催します。本日の出席委員は 15 名であります。欠席者は 2 名です。出席委員 15 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

                  本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は門脇久仁彦委員と今村栄光委員にお願いします。

議 長           議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 38～43）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局           第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今月は 6 件の利用権設定の案件が出ています。受付番号 38 番ですが、大字西分字四反田甲 5583 番で地目は田、面積は 2,737 m<sup>2</sup>です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 4 月 1 日から H33 年 3 月 31 日までの 5 年です。作付けはピーマンで、主な経営作物もハウスでのピーマン栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

                  受付番号 39 番ですが、大字西分字江尻甲 6234、6235 番で地目は田、面積は 1,472 m<sup>2</sup>です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 8 月 1 日から H33 年 7 月 31 日までの 5 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

                  受付番号 40 番ですが、大字西分字大井田甲 6263 番で地目は田、面積は 700 m<sup>2</sup>です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 8 月 1 日から H38 年 7 月 31 日までの 10 年です。作付けは花卉で、主な経営作物もハウスでの花卉栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

                  受付番号 41 番ですが、大字和食字中入野甲 2956 番で地目は田、面積は 2,033 m<sup>2</sup>です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 8 月 1 日から H38 年 7 月 31 日までの 10 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は無償です。場所については別紙図面のとおりです。

                  受付番号 42 番ですが、大字和食字古城前東平甲 5841 番で地目は田、面積は 1,272 m<sup>2</sup>です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 8

月 1 日から H33 年 7 月 31 日までの 5 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

受付番号 4 3 番ですが、大字和食字横手甲 4802、4803 番で地目は田、面積は 1,754 m<sup>2</sup>です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 8 月 1 日から H38 年 7 月 31 日までの 10 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

説明しました 6 件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 6 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第 2 号議案 農地法第 3 条の規程による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 2 号議案 農地法第 3 条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号 4 土地の所在は和食字和佐地甲 4477、4478 地目は田で面積は 614 m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。一昨日に会長、今村委員、高松委員、事務局にて現地確認を行いました。受付番号 4 は売買による所有権移転です。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見等はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長            それでは、第 2 号議案 農地法第 3 条の規程による許可申請については、許可いたします。

議 長            続きまして第 3 号議案 農地法第 5 条の規程による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局           第 3 号議案 農地法第 5 条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号 1 1 土地の所在は馬ノ上字藤ノ上 1283 番地、地目は畑で現況も畑で転用面積は 427 m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は一般住宅を建設とのことです。申請地の四方は農地であるが生産性の低い農地であります。また、農地区分は甲種・第 1 種・第 2 種・第 3 種いずれも該当しないことからその他の農地（第 2 種農地）と判断します。昨日に会長、吉永委員、川田委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長            事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

吉永委員        受付番号 1 1 については隣接農地所有者から同意も得ているということで転用することに問題はありません。

議 長            地区委員の発言が終わりました。問題ないということでしたが、質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長            それではお謀りします。第 3 号議案 農地法第 5 条の規程による許可申請の 1 件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長            それでは、第 3 号議案 農地法第 5 条の規程による許可申請については、許可いたします。続きまして第 4 号議案あっせん申し出について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局           第 4 号議案 あっせん申し出について説明いたします。8 月 2 日に地権者〇〇さんより、西分字香円甲 5671 地目 田 面積 1,530 m<sup>2</sup>の農地を売りたいと申し出が入りました。場所は、〇〇さんが稲を耕作しています。売りたい

い理由としては、県外に転出しており村内で農業をする予定もないからとのことです。単価に付いては 410 万の希望となっています。この 1 件の農地のあっせんをお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。第 4 号議案について皆さんの意見を求めます。

川田委員 その土地は、わたしの方でところあたりがあるので対応します。

(その他意見なし)

議 長 それでは〇〇さんの土地を川田委員、岡村委員をお願いします。異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 続きますして第 5 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで 8 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 30 分)

議事録署名委員

門脇 久仁彦

議事録署名委員

今村 栄光